

地域防犯センターの設置について

生活文化部市民生活課

1 概要

浜松市では、中心市街地（有楽街など）の防犯対策として、平成19年から「中心市街地への交番設置」について静岡県警察本部等に要望を続けてきているが、県警察本部等から、「有楽街などの中心市街地については、浜松駅前交番が管轄しており、現在の体制で対応できている」旨の回答を得ており、中心市街地への交番設置は、実現していない。

こうした状況の中、平成21年12月28日、地元自治会及び商店界連盟等から『中心市街地への「(仮称)中心市街地防犯センター」の設置についての要望』が浜松市長、浜松市警察部、中央警察署長あてに提出された。

このため、地元関連団体や浜松中央警察署などと協議を進め、(仮称)中心市街地防犯センターの設置について支援していくものである。

2 基本的な考え方

- ① 防犯センターの運営は、地元自治会、商店会等の団体が主体となって行う。
- ② 防犯センターの賃借料及び維持管理費等については、市が負担する。
- ③ 防犯センターの運営に関して、警察、県等からも協力を得る。

3 課題

市から地元商店会、自治会等に対して、「防犯センターの運営について、地元団体が主体となって行ってもらいたい。早急に地元団体が構成する協議会のような組織を設置していただきたい」旨をお願いしているが、地元では、「素人が対応しても、警察官が対応するのと違い、抑止力になりえないのではないかと、また、被害を受ける危険性も高い」、「各商店では営業しており、人手が出せない。地元自治会でも実際に住んでいる住民が少ない」などの意見があり、また、「市などの行政が主体となって運営してほしい」という考えが主流となっていることから、地元団体が構成する協議会等の組織づくりも進んでいない状況にある。

なお、浜松中央警察署からは、地元要望（平成21年12月28日付）の中にある「防犯センターへの警察官の常駐等については、人員等の関係もあり、対応できない」旨の回答を得ている。

【協議要旨】

- ◆ 地元自治会及び商店街が主体となって運営する施設として調整を行う。

優先順位	2
------	---

(仮称) 北部地域図書館建設事業について

生活文化部中央図書館

事業目的

図書館サービスが手薄となっている北部地域（都田、新都田、三方原地区）に生涯学習の拠点として新たな地区図書館を建設し、地域住民の要望に応えるとともに全市的な図書館サービスの均一化と拡充を図る。

地区図書館としてのコンセプト

地域の特性や敷地面積を十分に活かした図書館とする

北部地域の特徴

- ・ 山間地（都田、滝沢、鷺沢）を含む広範囲な地域であるが、新都田地区、三方原町に住宅が集中しており、主要道路が整備されているため交通の便も良い

図書館の特徴

- ・ ユニバーサルデザインに配慮した平屋建ての図書館
- ・ 大駐車場（100台程度）を備えた滞在型図書館
- ・ 子ども図書館としての機能を持たせ、子育て支援にも配慮した図書館

想定規模

図書館の将来像を示した「浜松市立図書館のあり方」に、図書館新設に当たっての条件として以下の想定をしている。また、これは、平成16年に開館したはまゆう図書館の規模とほぼ同じ条件となっている。

敷地面積 約10,000㎡

延床面積 平屋建て 約2,000㎡

収蔵能力 10万冊程度（一般書6万冊、児童書3万冊、AV資料1万点）

駐車場 100台程度

所管課見積額

平成23～26年度 1,030百万円

【協議要旨】

- ◆ 市内図書館の貸出状況や利用実態、行政コストを分析し、特色ある施設として必要な機能とそれに見合った規模、建設地を検証する。

優先順位	3
------	---

公民館の整備事業について

生活文化部生涯学習課

1. 趣旨

公民館施設 38 館のうち、建築後 30 年を超えている施設は 21 館あり、この内、改修済みの 9 館を除き 12 館が未改修で、本体、設備ともに老朽化が進行している。

老若男女を問わず、多くの方が利用する地域の活動拠点として、安全・安心に利用できるように計画的な改修に取り組み、施設の長寿命化を図る。

2. 整備着手済み公民館（平成 22 年度実施設計）

◇ 入野公民館（昭和 54 年建築） R C 2 階建て 916.86 m²

内外装、空調機器等の改修とユニバーサルデザイン化に加え、一部スペースをホール 2 階へ移設し、長年の課題でもあった駐車場不足の解消を図る。

平成 23～24 年度本体工事 240 百万円(所管課見積額)

3. 今後の整備予定公民館

名 称	東部公民館（昭和 33 年建築・53 年改修）	二俣公民館（昭和 55 年建築）
整備理由	老朽化・耐震対応	老朽化
構 造	R C 3 階建て	R C 2 階建て
延床面積	1,648 m ² 820 m ² （旧校舎）、828 m ² （増築）	1,160 m ² * 1F は図書館(1,074 m ²) 全体 2,234 m ²
I s 値	0.53 ランクⅢ（旧校舎部分） 0.81 ランクⅡ（増築部分）	1.33 ランクⅠ
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 33 年建築の学校施設を昭和 53 年に改修しての再利用施設であり、耐力不足。 多人数収用のホールが 3 階にあり、利用勝手が悪い。 学校仕様であり、ロビー、廊下が狭く、緊急避難時にも不安がある。 東部サービスセンターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の高齢化が進んでいるため、早期のUD対応が必要。 1 階が図書館、2 階が公民館であり、図書館整備事業との連携が必要。
工事概要	改築	空調改修 UD化 ほか

【協議要旨】

- ◆ 両館共に、現施設の稼働率や使われ方から必要な機能を整理し、経費削減に配慮した整備を検討する。

優先順位	4
------	---

天竜川流域の戦国時代城郭群の

国史跡指定を目指した調査・整備事業について

生活文化部文化財課

1 事業目的・概要

「徳川・武田争奪の城」として全国的に知られる天竜川流域の戦国時代城郭群を、地域資源(歴史・文化資源、観光資源)として有効活用するため、平成 26 年度を目途に、国の史跡指定を目指し、測量・発掘・文献調査、散策道整備等を行う。

さらに国史跡指定を機に国庫補助金を活用しながら、城跡の史跡整備や公有地化を進め、三遠南信を結ぶ地域資源としての「徳川・武田争奪の城」を積極的に全国に発信し、誘客を図る。

2 対象とする城跡

浜松城、大平城、二俣城、鳥羽山城、光明城、犬居城
堀之内の城山、中尾生城、鶴ヶ城、高根城



大平城跡(浜北区大平)

3 実施事業

城跡の測量調査、試掘調査、所有者・管理者等現状調査
指定範囲境界杭の打設及び測量、看板整備・散策道整備と城を活かした観光ルート開発
ガイドボランティア・保存団体等の人材育成と連携・応援事業
調査成果を活かした講座・見学会の開催、ガイドブック刊行、展覧会開催

4 国史跡指定のメリットと今後の展開

全国的な知名度が格段に上がることにより、流域への誘客が期待でき、地元振興につながる
史跡整備事業(補助率 1/2)や公有地化事業(補助率 4/5)に国庫補助金が期待できる

5 所管課見積額 114 百万円(平成 23~26 年度)

山城サミット開催、案内看板整備、城跡調査・見学会等



犬居城模型(天竜区春野町)



高根城跡(天竜区水窪町)



二俣城跡(天竜区二俣)

【協議要旨】

- ◆ 国史跡指定に向けた調査を行う。
- ◆ 観光につながる可能性を調査し、具体的に人を呼び込め、今後の活用が見込める内容を検討する。

優先順位	5
------	---

住民基本台帳システム改修事業について

生活文化部市民生活課

1 目的

平成 21 年 7 月 15 日に公布された住民基本台帳法の一部改正に伴い、平成 24 年度から日本人と外国人を住民基本台帳で一括管理とするため、住民基本台帳システムの改修をする。

2 事業内容

既存の住民基本台帳システムの改修

- ・外国人住民を住民基本台帳の適用対象とすることに伴うシステム改修

※このシステム改修は市のすべての基盤となることから、関連各課においても所管するシステム改修が必要となる。

3 改修スケジュール

平成 22 年度 要件定義・概要設計

平成 23 年度 詳細設計、システム改修
データセットアップ等

平成 24 年度 改修システム稼動（7月の予定）

平成 25 年度 住基ネットへの反映（外国人分）

4 所管課見積額（市民生活課分）

事業費（平成 22～25 年度） 691 百万円

【協議要旨】

- ◆ 事業費の精査をはじめ、改修に向けた検討を進める。

事業名	証明書自動交付機運用事業	生活文化部
		市民生活課

1 所管課 1 次評価

現状

2 外部評価

◆評価結果

	廃止	再構築	改善	現状
評価(人)	0	0	6	0

◆主な意見

《外部評価》

- ・まず、導入効果の検証を行うべき。そのうえで稼働時間の延長などを検討すべき。
- ・交付機による利便性の向上について周知を図るとともに、費用対効果を考え今後の事業展開を検討すべき。

《ホームページ等》

- ・自動交付機の目的が不明瞭。また、1通1300円のコストが適正といえるか。今後の証明書交付のあり方を示し、交付機と窓口の選択が必要。
- ・窓口よりも料金を下げるなどにより利用促進をしてはどうか。

3 今後の対応

(1) 外部評価の実施に伴う事業の今後の方向性(該当に○)

	廃止	再構築	改善	現状
評価			○	

(2) 今後の考え方(外部評価の実施に伴う今後の考え方)

- ・利用実態の検証を詳細なデータに基づき行います。
- ・証明書自動交付機の利便性についての周知を行います。
- ・時間外における窓口交付と自動交付機交付のあり方についての検討を行います。
- ・利用料金についての検討を行います。

(3) 具体的対応(外部評価や意見を受けた改善や新たな取組の内容等)

《具体的取組内容及び見込まれる効果》

- ・時間帯別利用状況などを把握し、現在のサービス内容を再検討します。
- ・広報紙をはじめ、マスメディアを利用し、機会あるごとに周知を図ります。
- ・印鑑登録申請者に利便性を周知し、登録率を15歳以上人口の10%以上を目指します。
- ・人的サービスから自動交付機サービスへの移行条件の目標値を設定します。
- ・他市の状況等を把握し、利用料金についての再検討を行います。

《スケジュール》

- 平成22年度： 詳細な利用データの収集・分析
分析に基づくカード登録者目標値の設定と周知
- 平成23年度： 今後方針の決定と実施に向けた周知
- 平成24年度： 今後方針の実施

(4) 取組に係る課題

自動交付機サービス内容の変更に伴う経費及びシステム上の問題点を確認する必要があります。

【協議要旨】

- ◆ 窓口交付と自動交付機の交付における手数料の見直しが必要である。
- ◆ 利用状況の検証を行うとともに利用促進にかかる課題を解決し、自動交付機サービスを進める。

事業名	図書館運営・整備事業	生活文化部
		中央図書館

1 所管課 1次評価

改善

2 外部評価

◆評価結果

	廃止	再構築	改善	現状
評価(人)	0	0	6	0

◆主な意見

《外部評価》

- ・施設の老朽化という観点からも図書館の再編を検討すべき。
- ・委託と指定管理の違いを明確にして運営手法を検討すべき。
- ・サービスは現状を維持し、公の図書館の使命として希少な資料の収集や編纂等に注力すべき。

《ホームページ等》

- ・図書館は本を借りる所なので、サービス充実より蔵書を新しくしてほしい。

3 今後の対応

(1) 外部評価の実施に伴う事業の今後の方向性(該当に○)

	廃止	再構築	改善	現状
評価			○	

(2) 今後の考え方(外部評価の実施に伴う今後の考え方)

- ・どこに住んでいても図書館サービスの提供が受けられるという生涯学習環境の整備に向けて、今後とも、図書館サービスの手薄な地域の解消に取り組む。
- ・図書館業務の一つである窓口業務の委託化または図書館業務・施設管理業務を合わせた指定管理者制度の導入化は、図書館毎に個別に検討していく。
- ・文部科学省の「これからの図書館像」では、市民の生活に役立つ「課題解決支援機能の充実」が必要と謳っている。このため、公立図書館として市民の読書支援だけでなく、地域の課題解決に向けた必要な資料・情報の収集及び提供に引き続き取り組む。

(3) 具体的対応(外部評価や意見を受けた改善や新たな取組の内容等)

《具体的取組内容及び見込まれる効果》

- ・図書館サービスの今後のあり方を検討する。
- ・指定管理者制度の計画的導入の検討

民間事業者のノウハウを活用することにより、図書館サービスの充実が図られる。

《スケジュール》

- ・指定管理者制度の導入については、今後当面は見合わせをするに至った経緯を踏まえ、課題の解決を図ることで計画的な導入に向け取り組んでいく。

(4) 取組に係る課題

- ・指定管理者制度の導入については、サービスの低下を招かないように管理運営を進めることが重要である。このため、公共図書館としての理念を理解する業者の応募がかかせない。

【協議要旨】

- ◆ 図書館のあり方やコストを精査し、その上で整備計画を作成する。(全館、行政コストの算出。市民アンケート調査の実施)
- ◆ 指定管理者制度の導入を進める。